

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の細部取扱いについて

エゾシカ狩猟期間中に関する安全費の計上

1 適用範囲

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中に調査等業務のうち、外業業務を実施する場合は、「発砲禁止」の幟を事業エリアの始点と終点及び林道の入り口を想定し3本を基本として、必要本数分を計上することとする。ただし、狩猟期間までに外業業務を終えると見込まれる場合は、当初設計書には計上しないものとする。この場合、業務実行中に必要になった際は設計変更により計上すること。

2 「発砲禁止」幟(のぼり)設置・撤去歩掛

歩掛については、森林整備保全事業標準歩掛第3編林道2-1-6視線誘導標のコンクリート建込用歩掛を準用し下記によることとし、狩猟期間中に外業業務を実施すると想定される業務に安全費として直接経費に積上げ計上すること。

単価については、北海道森林管理局見積策定単価を適用するものとする。

(10本当たり)

名称	規格	単位	数量	備考
幟	450mm×1,500mm 生地:蛍光色 文字:一色	枚	10.00	
幟用ポール	伸縮 3.0m PP被覆鋼管	本	10.00	
普通作業員		人	0.30	設置・撤去

ヒグマに関する安全費の計上

1 適用範囲

北海道全域において調査等業務のうち、外業業務を実施する場合は、「クマ撃退スプレー」を安全費として当初設計に見込むことを原則とする。ただし、離島等ヒグマの生息が確認されていない区域の業務については、見込まないものとする。

なお、業務実行中に必要になった際は、設計変更により計上すること。

2 クマ撃退スプレーの計上方法

(1)計上本数

ア 「クマ撃退スプレー」の計上本数は、1物件当たり「3本」を標準とする。

イ 標準本数の算定根拠は、測量業務における最大編成人員6名を基礎として、2名につき1本の計3本としている。

(2)業務区分ごとの計上方法

ア 測量業務を計画する場合は、3本を標準とし、安全費として直接経費に積上げ計上すること。

イ 一般調査業務及び設計・計画作成等業務についても、前項に準じて取り扱うものとする。

ウ 同一物件において、複数の業務を計画する場合にあっては、重複して計上しないものとする。

(3)単価

「クマ撃退スプレー」の単価は、北海道森林管理局見積策定単価を適用するものとする。

有識者からの意見聴取に関するその他経費の計上

1 適用範囲

有識者からの意見聴取が必要な場合に適用する。

当初設計には見込まず、業務実行中に必要となった際に設計変更により計上すること。

2 有識者からの意見聴取に係る経費の計上方法

実施する業務にその他経費として直接経費に積上げ計上すること。

単価については、下記に定めた単価とし、平均勤続年数を参考に下表の時間単価から選択すること。

大学学長級、大学副学長級、大学学部長級には、それらを経験した大学教授級を含めるものとする。

なお、対象時間については、移動時間及び控室等の待機時間を除いたものとする。

また、単位については、1時間とし、1時間未満の端数が生じる場合は、30 未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 未満の場合は、1時間とみなす。

(単位:円)

単 価		分 野 別 職 位 等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民 間	地方公共団体
①		大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②		大学副学長			
③		大学学部長級			
④		大学教授 1	12年以上	工場長	部長級
⑤		大学教授 2		部長級	—
⑥		大学准教授級	12年未満	課長級	課長級
⑦		大学講師級		課長代理級	室長級
⑧		大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨		大学助手級以下1		係員 1	課員 1
⑩		大学助手級以下2		係員 2	課員 2
⑪		大学助手級以下3	係員 3	課員 3	

謝金の支払基準について(令和7年3月 28 日付け6予第 2596 号大臣官房参事官(経理)通知)別表2

なお、上記通知が改正された場合は、改定された最新の単価を採用するものとする。